

売却区分番号	3936-1		
見積価額	¥410,000	公売保証金	¥50,000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積 千葉県長生郡一宮町船頭給字水神免 207番 田 2,115 平方メートル		
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域内 用途地域の指定なし 農業振興地域 農用地 宅地造成等工事規制区域		
接道状況	北側 幅員約3.0メートル舗装町道（建築基準法上の道路） 水路を介して約0.8メートル低位接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地中間管理機構から令和7年12月27日まで利用権設定を受けた賃借人が水田として使用。		
特記事項	買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。  「両総土地改良区」の定める賦課金の支払義務あり 経常賦課金（令和7年度） 4,650円 維持管理費（令和7年度） 8,460円 松潟支部賦課金（令和7年度） 3,910円 松潟支部（工事費）（令和7年度） 2,110円 未納賦課金等（令和7年7月28日現在） なし 買受け後、両総土地改良区へ届出を要する。		
住居表示等	千葉県長生郡一宮町船頭給字水神免207番		
最寄駅等	JR（東日本）外房線 上総一ノ宮駅 北東方約1.3キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的な事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

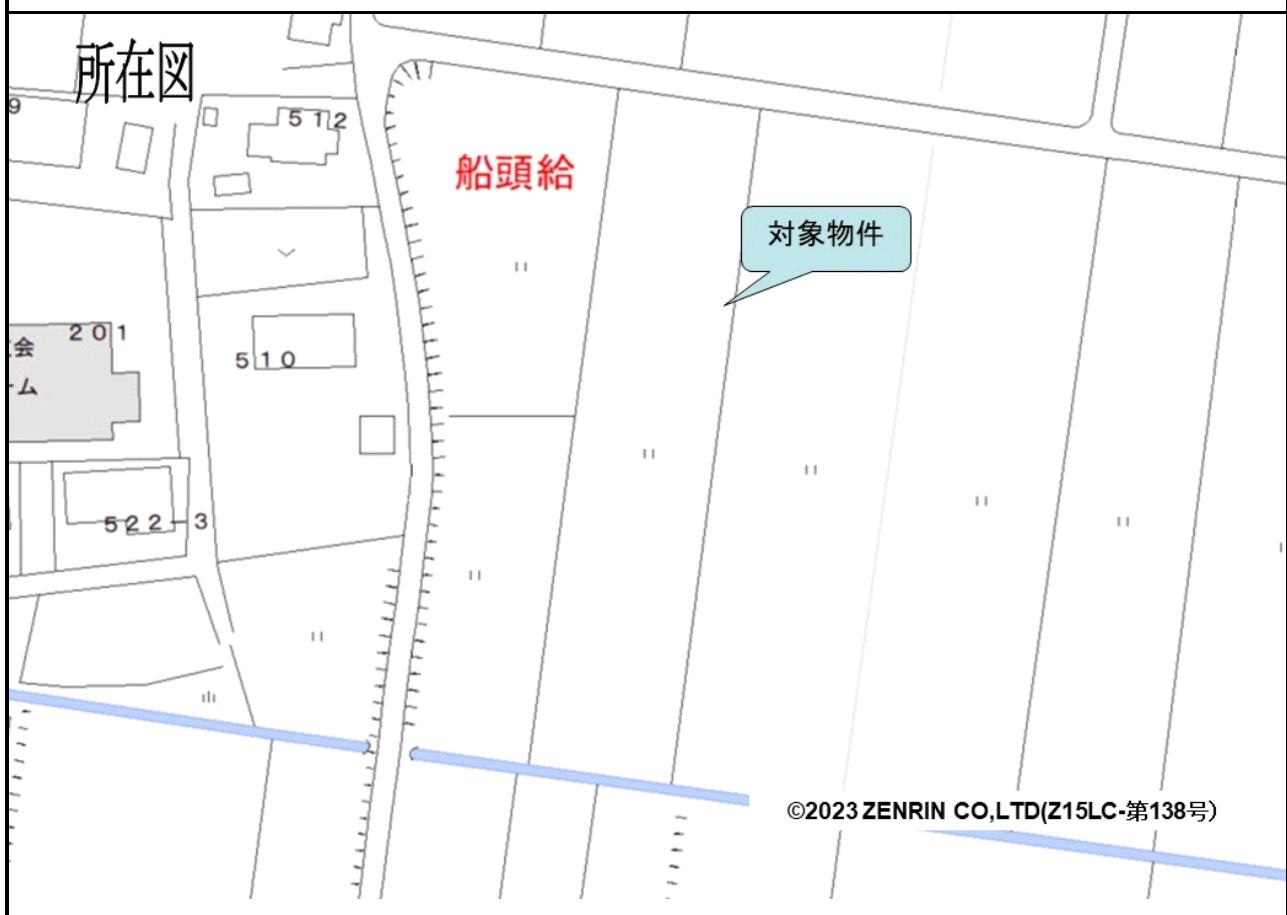
売却区分番号

3936-1

## 位置図



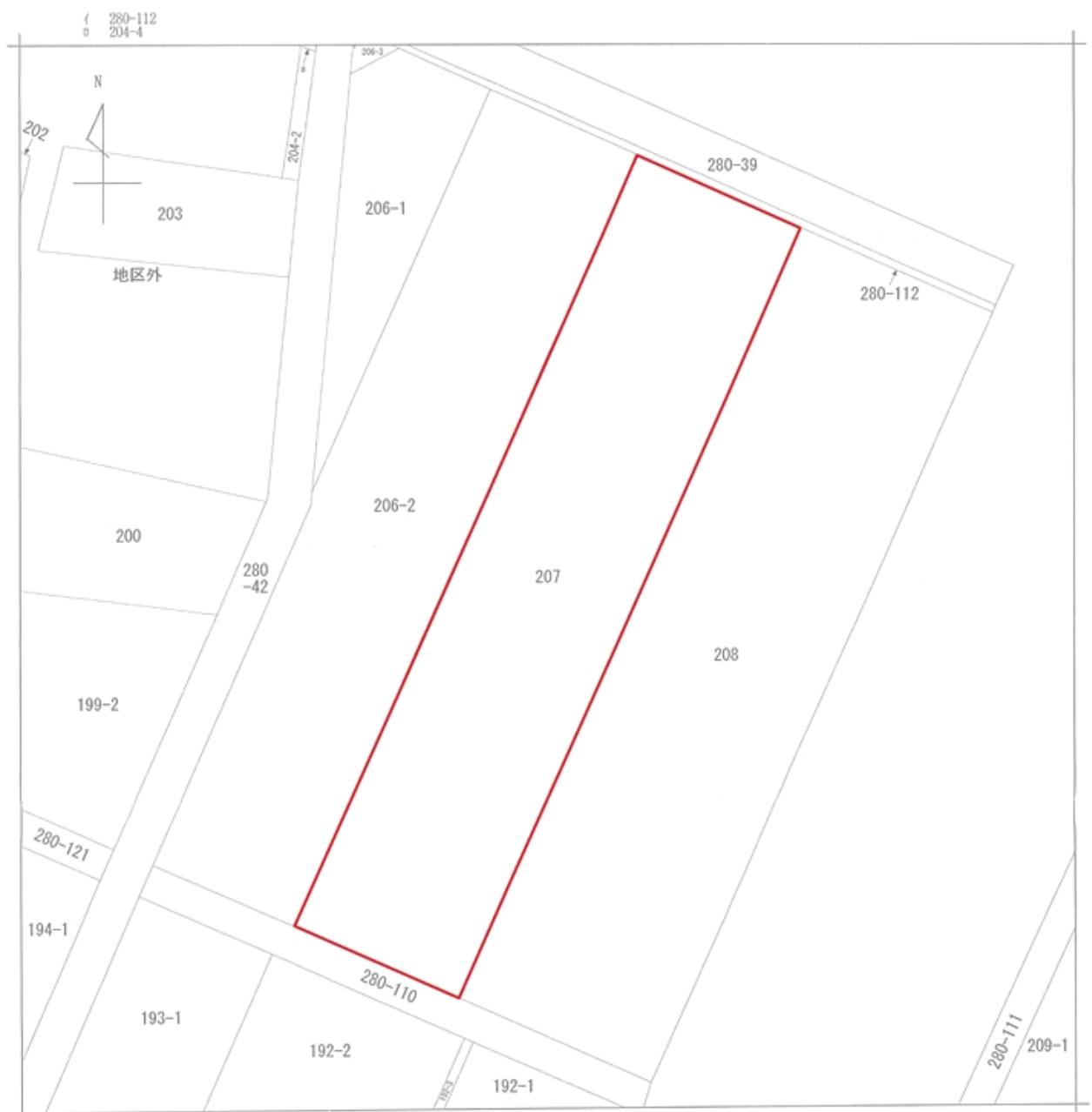
## 所在図



壳却区分番号

3936 - 1

# 見取図



売却区分番号

3936 - 1

